

1 計画の基本事項

(1) 計画の位置付け

- 廃棄物処理法第5条の5の規定による法定計画。
- 千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を上位計画とした、循環型社会を築くための個別計画。

(2) 計画期間

- 平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5か年計画。

2 廃棄物処理の現状と課題

(1) 一般廃棄物

○ごみの排出量

- ・県民一人1日当たりのごみ排出量(排出原単位)は減少傾向で推移していますが、近年その減少幅が縮小しており、一層の減量化に取り組む必要があります。
- ・地球温暖化対策の観点から、CO₂排出量を削減するためにも、ごみの一層の排出抑制が求められます。

○ごみの資源化等

- ・焼却処理されている可燃ごみの中には、紙類やプラスチック製容器包装など、資源化が可能なものが多く含まれていることから、県民や事業者による分別排出の徹底に向けた取組が必要です。
- ・プラスチック製容器包装(白色トレイを含む。)に係る市町村による分別収集の取組を促進する必要があります。

○最終処分量

- ・近年、最終処分される焼却残渣の量は横ばいの状況にあり、最終処分量も平成23年度以降、若干増加傾向にあることから、焼却量を減らすための分別収集の促進や、焼却灰の再生利用をさらに進める必要があります。
- ・最終処分場を持たずに埋立処分を県外に委託する市町村については、排出抑制、減量化や資源化などを一層進め、最終処分量を減らす必要があります。

○放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理

- ・放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、一定の処理基準に則り、既存の最終処分場で処分できることとされていますが、放射能に対する処分場周辺の住民や事業者の不安などにより、最終処分が滞るケースが見受けられます。

○市町村におけるごみ処理費等の状況

- ・市町村においては、ごみ処理の効率化等により経費の節減に努めることが必要です。
- ・ごみ処理の有料化については、ごみの排出抑制や再生利用の促進の効果が期待できることから、収集回数の見直し等の施策と併せ、その導入を検討することが必要です。

○ごみの不法投棄等

- ・道路や空き地、林地におけるごみの散乱や廃家電等の不法投棄が見受けられ、引き続き不法投棄防止対策の強化が必要です。

○一般廃棄物処理施設等の整備状況

- ・ごみ処理施設の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化や更新の検討が必要です。
- ・最終処分場の残余年数が限られていることから、新たな最終処分場の確保をはじめ、地域住民の理解のもと、ごみ処理施設の計画的な整備が必要です。

○災害廃棄物対策

- ・非常災害の発生に備えて、県の災害廃棄物処理計画を早期に策定する必要があります。
- ・一部の市町村において、災害廃棄物処理計画が未策定であることから、早期に策定する必要があります。また、国の指針を踏まえた計画に見直す必要があります。

○し尿処理

- ・し尿処理施設の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化や更新の検討が必要です。
- ・し尿処理施設から発生する処理残さの資源化が低水準にとどまっており、さらに資源化を促進する必要があります。

(2) 産業廃棄物

○排出量

- ・産業廃棄物の排出量は近年横ばいで推移していますが、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などもあり、経済の動向次第で、排出量が増加に転じる可能性があります。
- ・高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラ等の老朽化が進んでおり、施設更新等に伴う建設廃棄物の増加が懸念されます。
- ・事業者による排出抑制の取組を促進していくことが重要です。

○処理・処分状況

- ・最終処分量の多い、汚泥、混合廃棄物、がれき類などについては、減量化、資源化を一層進める必要があります。
- ・最終処分の割合が比較的高い廃プラスチック類については、最終処分量を減らすために資源化や熱利用を一層進める必要があります。

○いわゆる「再生土」の適正利用

- ・建設汚泥の中間処理後物である再生土等の産業廃棄物再生品は、埋立資材として使用される例が増えており、周辺環境への影響を懸念する声もあることから、その利用に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう、用途に合った適正な利用がなされる必要があります。

○不適正処理の防止と適正処理の推進

- ・新たな不法投棄確認量は減少傾向にありますが、一方で小規模・投げ捨て型の不法投棄が依然として後を絶たないことから、不適正処理の未然防止に向けて、引き続き監視・指導体制の強化が必要です。
- ・適正処理の推進のため、排出事業者及び処理業者への指導の強化が不可欠です。
- ・過去に不法投棄された産業廃棄物が現在でも多数存在しており、不法投棄残存物の撤去が進まない状況にあります。
- ・周辺環境への影響が懸念される場合は、行政代執行による支障除去が必要となりますが、除去に要する経費が多額になっています。
- ・PCB廃棄物については、処理されるまでの間の適正保管や処理期限までの確実かつ適正な処理を徹底する必要があります。
- ・今後排出量の増加が予想されるアスベスト廃棄物や、恒常的に排出が見込まれる感染性廃棄物等の特別管理産業廃棄物については、不適正処理が行われた場合、人の健康や周辺環境への影響が大きいことから、確実に適正な処理を行う必要があります。

○産業廃棄物処理施設の整備

- ・今後、景気の動向等により産業廃棄物の排出量や他都県からの搬入量が急増した場合は、最終処分場の残余容量が不足する事態も想定されます。
- ・依然として用地の確保が困難な状況であることを踏まえ、公共による関与の可能性も含め、産業廃棄物処理施設の安定的な確保のための検討が必要です。
- ・最終処分場用地の確保は依然として困難な状況にあることから、できる限り産業廃棄物の減量化・資源化を促進し、それらが困難なものについては、適正に最終処分を行うことが必要です。また、県外産業廃棄物の県内での最終処分の抑制が、引き続き必要です。

○バイオマスの活用の推進

- ・様々なバイオマス活用の取組が展開され根付いてきていますが、多くの取組が、原料収集段階での安定確保、変換段階での低コスト化、利用段階での需要拡大など各段階で課題を抱えており、安定したバイオマスの活用とその拡大には、これらの課題を解決することが必要です。

3 前計画の進捗状況

区分	平成20年度 (基準年度)	平成25年度	平成27年度 (目標年度)
	実績値	実績値	目標値
一般廃棄物			
排出量	231万トン	218万トン	220万トン以下
1人1日当たりのごみ排出量	1,037g	972g	960g以下
再生利用量	56.1万トン	51.4万トン	66万トン以上
再生利用率	24.2%	23.5%	30%以上
最終処分量	17.1万トン	16.3万トン	13万トン以下
産業廃棄物			
排出量	2,488万トン	2,117万トン	2,400万トン以下
再生利用量	1,445万トン	1,185万トン	1,464万トン以上
再生利用率	58.0%	55.9%	61%以上
最終処分量	68.5万トン	31.3万トン	61万トン以下

4 基本方針と計画目標

(1) 本計画の基本方針

○ 県民の安全・安心という基盤の下、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を推進することにより、ものを大切に持続可能な循環型社会を築きます。

○ 「3Rの推進」、「適正処理の推進」及びこれを進めるための「適正処理体制の整備」を3本の柱に据えて、依然として高い水準にある廃棄物排出量や根絶に至らない不法投棄などの課題を克服するため、実効性のある施策の展開を図ります。

(2) 計画目標

○ 本計画における目標値は、前計画の目標達成状況や、廃棄物処理法第5条の2に基づく国の基本方針において示された新たな目標を参考に、以下のとおり設定します。

区分	前計画	本計画		
	平成27年度 (目標年度)	平成25年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	
	目標値	実績値	予測値	目標値
一般廃棄物				
排出量	220万トン以下	218万トン	208万トン	196万トン以下
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	—	542g	527g	500g以下
再生利用率	30%以上	23.5%	22%	30%以上
最終処分量	13万トン以下	16.3万トン	17万トン	13万トン以下
産業廃棄物				
排出量	2,400万トン以下	2,117万トン	2,333万トン	2,180万トン以下
再生利用率	61%以上	55.9%	57%	61%以上
最終処分量	61万トン以下	31.3万トン	36.3万トン	31万トン以下

注1 「予測値」は、現行以上の施策を施さなかった場合に予想される推計値。

注2 「一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の目標値は、「一人1日当たりのごみ排出量」に代えて、本計画で新設。

5 展開する施策

I 3Rの推進

- 1 3Rを推進する県民運動の展開
- 2 市町村と連携した3Rの推進
- 3 「知識から実践」を定着させる環境学習の推進
- 4 排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組促進
- 5 循環産業の活性化
- 6 循環資源等の利用の促進
- 7 バイオマスの活用の推進
- 8 各種リサイクル法の遵守の指導
- 9 産業廃棄物に関する統計情報等の活用による実態把握方法等の検討

II 適正処理の推進

- 1 優良産廃処理業者認定制度の活用
- 2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子化の普及促進
- 3 有害廃棄物の適正処理の推進
- 4 産業廃棄物再生品(再生土)の適正利用の推進
- 5 環境美化意識の向上と実践活動の推進
- 6 海岸漂着物の処理の推進
- 7 産業廃棄物の不法投棄監視と不適正処理に対する指導の徹底
- 8 不法投棄廃棄物の適正な管理の確保と支障除去対策の実施
- 9 建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進
- 10 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物の適正処理

III 適正処理体制の整備

- 1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理
- 2 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理
- 3 災害廃棄物の処理体制の整備
- 4 廃家電等の処理費用負担に対する意識向上
- 5 産業廃棄物処理施設の整備のための検討
- 6 施策や制度の実施に関する国への提案・要望

6 計画の推進

(1) 各主体の役割

○ 各主体(県民、民間団体、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村、県)に望まれる役割を明記します。

(2) 進行管理

○ マネジメントサイクル(PDCAサイクル)の考え方にに基づき、企画・立案(PLAN)⇒実施(DO)⇒点検・評価(CHECK)⇒改善(ACTION)という一連の手续に沿って、この計画に掲げる県の施策の進行管理を実施していきます。

○ 点検・評価の結果については、千葉県ホームページ等で広く公開し、県民、民間団体、事業者などから意見や提言を求め、改善に反映させます。